



令和2年度まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰受賞 基山町安全な町づくり推進協議会

主な内容

役場の開庁時間延長・土曜日の試行運用について
令和2年国勢調査を実施しています

■ 令和3年度新入学児の就学時健康診断を実施します

■ コミュニティバス10月1日ダイヤ改正などのお知らせ

令和2年国勢調査を実施しています 3

役場の開庁時間延長・土曜日の試行運用について 4～5

■ 運転免許証自主返納手続きのご案内	6
■ 運転免許証自主返納支援事業のご案内	6
■ コミュニティバス 10月1日ダイヤ改正などのお知らせ	7
■ 令和3年度新入学児の就学時健康診断を実施します	8
■ 不良住宅除去費補助金について	8
■ 秋の全国交通安全運動が実施されます！	8
■ 第6次基山町行政改革大綱の進捗状況	9～13
■ 令和2年度 基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金の公募について	14
■ 2020 ふ・れ・あ・いフェスタ出展者・ステージ出演者を募集します	15
■ ハロウィンジャンボ宝くじの購入は佐賀県内の売り場で！	15
■ 消費生活コラム Vol.10	15
■ 交通安全コラム Vol.13	16
■ 令和2年度秋期農作業標準賃金	16
■ 図書館だより	20

- まちの話題 17・18
□ 情報コーナー 18・19
□ 寄附ありがとうございました 19

基山町 LINE 自治体アカウント

友 だ ち 大 募 集

防災・コロナ・お役立ちの情報などを
LINEで簡単受信！

基山町から離れた方には、地元の旬な情報
をお届けします！



お詫びと訂正

広報きやま9月1日号8ページに掲載した「9月カレンダー」について誤りがありましたので、次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

9月18日行事

(正)1区：亀の子サークル、13区：部長会議、憩の家：きやま元気サークル、福祉交流館：立ち寄りサロン

広報 **きやま**

2020年

9月15日号

No.1161

／ 今号の表紙 ／



基山町安全な町づくり推進協議会が令和2年度まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。町の景観維持に貢献したということで功績が称えられ、国土交通大臣賞を受賞しました。

マツダペイントはあなたの財産を塗装で守ります！

口のうまい営業マンはいませんが、腕のいい経験豊富な職人が揃っております！

お家をお持ちの方・マンション・アパートを貸し出しているオーナー様

汚れを目立たせない為だけではなく、**建物の劣化を防ぐ**ため、**塗装で保護**をしましょう！

お任せ下さい！

塗装工事 **外壁塗装** **屋根塗装**

無料 建物の現状確認 お見積もり出張費

まずはお気軽にご相談を！

MP (株)マツダペイント
〒839-0801 久留米市宮ノ陣2丁目2-10

0120-27-1116
0942-30-5891

営業時間：10時～19時
定休日：日曜日

Q マツダペイント
「リフォーム評価ナビ」で詳細をご覧ください▶

令和 2 年国勢調査を実施しています

回答はかんたん便利なインターネットで！



国勢調査 2020



- 国勢調査は、2020 年（令和 2 年）10 月 1 日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 9 月中旬から、調査員がみなさまのお宅を訪問し、調査書類を郵便受けに入れるなどしてお配りしています。
- 回答は、10 月 7 日までに、できる限りインターネットでお願いします（郵送も可能です。）。
- 調査員による回収を希望する場合は、市区町村の国勢調査担当窓口へご連絡ください。
- 10 月 7 日までに回答が確認できない場合は、調査員が回答のお願いに伺います。
- 国勢調査の結果は、災害時に必要な物資を備えたり、コンビニの出店計画に利用されるなど、わたしたちの生活の身近なところに役立てられています。
- 国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、できる限り、みなさまと調査員が対面しない非接触の方法で行うようにしています。みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- 万一、調査書類が届いていない場合や、追加の調査票が必要な場合（5 人以上の世帯など）は、市区町村の国勢調査担当窓口へご連絡ください。

インターネット回答期間

9/14 (月) → 10/7 (水)

調査票（紙）での回答期間

10/1 (木) → 10/7 (水)

※国勢調査をよそおった詐欺（さぎ）や不審な調査にご注意ください。

国勢調査については、「国勢調査 2020 総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



問合せ先 基山町 総務企画課 92-2188

（国勢調査担当窓口）

総務省・佐賀県・基山町

役場の開庁時間延長・土曜日の試行運用について

10月から3月まで、毎月第2、第4火曜日は午後7時まで開庁時間を延長
毎月第2土曜日は午前8時30分から12時まで開庁します。

基山町では、住民サービス向上の一環として、令和3年4月からの役場（庁舎及び保健センター）の開庁時間延長・開庁日の拡大について検討しており、住民ニーズや対応業務の範囲、人員配置について調査するため、試行的に10月から3月までの開庁時間の延長及び土曜日の開庁を実施します。

通常の開庁時間帯と対応業務が異なりますので、以下をよくご覧になってご利用ください。

試行期間 令和2年10月～令和3年3月

開庁時間の延長 毎月第2、第4火曜日の午後7時まで（祝日の場合は閉庁します）

開庁日の拡大 毎月第2土曜日の午前8時30分から12時まで

※上記とあわせて、住民異動の多い3月中旬以降4月初旬の間で、土日の開庁を実施します。詳細は別途お知らせします。

※試行運用の結果によって、本格運用（令和3年4月から）での内容が変わる場合があります。

火曜日の開庁時間延長について：毎月第2、第4火曜日午後7時まで

開庁を延長する窓口	対応する業務	場所・電話
住民課	・証明書発行（住民票・戸籍・所得証明等） ・印鑑登録に関すること ・パスポート申請受付・交付 ※交付には事前に佐賀県収入証紙、収入印紙の購入が必要です。 ・マイナンバーカードに関すること【事前予約】 ・住民異動（転入・転出・転居） ※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した住所変更はできません。 ・戸籍届出（出生・死亡・婚姻等）の受領 ・国民健康保険、国民年金の加入喪失 ・高齢者運転免許証自主返納補助金、助成に関すること	役場庁舎1階 ☎ 92-7932 ☎ 85-8171
税務課	・町税に関する納付、相談、納付書発行 ・町税に関する届出、申請受付	役場庁舎1階 ☎ 92-7918
福祉課	・高齢者福祉サービスに関すること ・介護保険に関すること ・国民健康保険、国民年金に関すること（加入喪失以外） ・後期高齢者医療に関すること	役場庁舎1階 ☎ 92-7964 ☎ 92-7934
こども課	・保育所入退所、保育料に関すること ・児童手当、子どもの医療費に関すること ・新生児特別定額給付金に関すること	役場庁舎1階 ☎ 92-7968
教育学習課	・小中学校の転入出に関すること ・就学相談【事前予約】	役場庁舎2階 ☎ 92-7980
産業振興課	・創業、商工業に関すること ・農林業、農地に関する申請受付 ・農林業、農地に関する相談【事前予約】	役場庁舎2階 ☎ 92-7945
定住促進課	・定住促進、都市計画、開発に関すること ・町営住宅に関すること ・コミュニティバス切符の販売に関すること	役場庁舎2階 ☎ 92-7920

開庁を延長する窓口	対応する業務	場所・電話
建設課	・道路、法定外公共物、公園に関すること ・上下水道に関すること ※現場立会が伴うものは【事前予約】	役場庁舎2階 ☎ 92-7963
健康増進課	・各種健（検）診予約受付 ・母子健康手帳交付 ・母子保健、ひとり親に関する申請受付 ・予防接種相談、保健指導【事前予約】 ・要保護児童（虐待等）相談【事前予約】 ※児童虐待に関することは全国共通ダイヤル189番へお電話されると24時間対応です。	基山町 保健センター ☎ 85-9095 ☎ 92-2045

▽お願い

- ・【事前予約】の表示がある業務は、前日までにお電話にて予約をお願いします。
- ・上の表にない業務でも、対応できる場合もありますので、お気軽にお問い合わせください。
- ・手続きにご準備いただく書類等が必要な場合がありますので、不明な場合はあらかじめお問い合わせください。
- ・内容によっては、当日中に手続きが完了しないものもあります。
- ・ご不明なところは、事前にお電話でお問い合わせをお願いします。

土曜日の開庁について：毎月第2土曜日の午前8時30分から12時まで

開庁する窓口	対応する業務	場所・電話
住民課	・証明書発行（住民票関係・戸籍関係・印鑑登録証明書） ・印鑑登録 ・マイナンバーカードの交付【事前予約】	役場庁舎1階 ☎ 92-7932

▽ご注意

- ・転入・転出などの住民異動届の受付は平日をお願いします。
- ・証明書発行には、窓口に来られた方の本人確認が必要です。運転免許証等のご準備をお願いします。
- ・戸籍の証明書は、続柄の確認が出来ない時など、交付できない場合があります。
- ・ご不明なところは、事前にお電話でお問い合わせをお願いします。

3月中旬以降4月初旬の土日開庁について

▽ご案内

- ・住民異動（転入・転出・転居）が多い3月中旬以降4月初旬の間で、土日の午前中を開庁予定です。
- ・対応する業務は、住民異動（転入・転出・転居）と関係する業務を予定しています。
- ・詳細については、基山町広報及び基山町ホームページにてあらためてお知らせします。

有料広告



内職さん大募集!

全国の
ホームセンターに
陳列されます!

“完全出来高制”で
あなたのやる気に応えます!

募集要項

内容／部品の袋詰め 等
給与体系／完全出来高払い
今後の流れ／まずはお電話ください!

その後、詳細説明をさせていただくため
一度ご来社いただきます。

PRポイント／・簡単作業でお手軽スタート!年齢不問!
・年間を通じて、お仕事を提供できます!
・内職未経験の方も大歓迎!

YAHATA

株式会社 八幡ねじグループ
株式会社 ヤハタロジコム

鳥栖DC：佐賀県鳥栖市永吉町673-1

お問い合わせはこちら

050-3816-2800

担当：野崎（受付時間9:00～18:00）

お気軽に今すぐご連絡を!

役場で手続きができます！

運転免許証自主返納手続きのご案内

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

町では、令和2年4月から、65歳以上の方の運転免許証の自主返納の受付を始めました。これは、基山町職員が代理人として、鳥栖警察署に運転免許申請取消の手続きを行うものです。

▽自主返納するためには

- ①原則として、運転免許証が有効であること。
- ②本人（65歳以上の方）が申請を行うこと。 ※本人が申請できない場合は、お問い合わせください。
- ③運転可能な免許種類全ての返納であること。

▽持参するもの

申請者本人の運転免許証、印鑑（認印可）

【運転経歴証明書の交付を希望する場合】 ※運転経歴証明書に掲載する顔写真を撮影させていただきます。

発行手数料 1,100 円

▽受付場所 基山町役場 1 階 住民課 くらしの安心・安全係

▽受付日時 水曜日を除く平日 午前 8 時 30 分～ 12 時

安全で安心して暮らすために！

運転免許証自主返納支援事業のご案内

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

町では、運転免許証を自主返納された方が、生活の移動手段であった自動車やバイクを使用できなくなることで、通院や買い物に行くことが負担となり外出をされなくなることを防ぎ、今後も安全で安心して暮らしていただけるよう、いくつかの支援を行っています。

▽支援内容

①運転経歴証明書の交付手数料の補助

運転経歴証明書の交付を受けて1年以内の方に、交付手数料1,100円を補助します。

②タクシー助成券の交付

年度につき、タクシー助成券を1人最大6千円分（500円券を12枚）、最初の交付申請年度から5年間交付します。

③電動カート購入費の補助

免許返納から5年以内に購入された電動カート購入費の3分の1（上限5万円）の額を補助します。

※①～③の補助対象の方は、65歳以上の方です。

④きやまコミュニティバス運賃の割引

回数券「きやまんきっぷ（1セット11枚1千円）」を1千円で2セット購入できます。

※10月1日からは無料となります。詳しくは7ページをご覧ください。

⑤基山健康宅配便の割引

100円割引クーポンを3枚交付します。

※基山健康宅配便は、町内の事業者が連携して、健康をテーマにした商品の共同宅配を行っています。

電話一本で、商品をご自宅まで配達します。

▽支援内容についての問合せ先

①②③：住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

④：定住促進課 ☎92-7920

⑤：基山町産業振興協議会事務局（産業振興課内） ☎92-7945

コミュニティバス 10月1日ダイヤ改正などのお知らせ

問 定住促進課 ☎92-7920

基山町コミュニティバスでは、バス停の移動に伴い令和2年10月1日からダイヤ改正を行います。また、新たな乗車券の販売や運転免許証自主返納者へのサービス拡充等も10月1日から開始します。新しい時刻表（きやまコミバス便利帳）は、全戸に配布します。

令和2年10月1日からの主な変更点は、以下の4点です。

- ①高速パーク&ライドバス停の移動
- ②1号車の中心部巡回線の減便
- ③新たな乗車券の販売開始
- ④運転免許証自主返納者へのサービス拡充（利用料金の無料化）

①高速パーク&ライドバス停の移動

けやき台から高速基山パーキングエリアに延びる町道が開通したことに伴い、高速基山PAにより近い場所へバス停を移動します。



○新バス停位置 △現在バス停位置

②1号車の中心部巡回線の減便

高速パーク&ライドのバス停移動に伴い運行時間が増えるため、1号車の5便の中心部巡回線（11：37～11：55）の減便を行います。

④運転免許証自主返納者へのサービス拡充（利用料金の無料化）

運転免許証自主返納者への交通移動手段の確保支援のために、現在の割引制度を拡充して運転免許証自主返納者のコミュニティバス利用料金を無料とします。

※バス降車時に運転経歴証明書又は運転免許の取消通知書を提示してください。

③新たな乗車券の販売開始

▽1か月フリーパスの販売開始
（1か月定額制の乗車券）

通勤・通学等で毎日利用されている方に便利な1か月定額制の乗車券を販売します。学生さん等にもご利用しやすい乗車券となっていますので、ぜひご利用ください。

※ご利用には、使用開始日の10日前までに役場定住促進課にて申請・支払が必要です。

料金 一般：3,000円 学生：2,000円

※学生は申請時に学生証の写しの添付が必要です。

電動シニアカー/電動アシスト自転車無料お試し試乗

電動カート購入費援助支援 免許返納をし電動カートを購入された方へ購入費が援助されます（上限 5万円）
対象年齢 65歳以上
※詳しくは基山町役場 住民課へお尋ね下さい



電動カート購入費援助商品



電動カート購入費援助商品



補助除外商品

お客様のご自宅周辺で『**無料お試し試乗会**』を実施しております
お気軽にお問合せください
フランスベッド販売㈱
鳥栖市東町2丁目896-4
☎0942-87-7780

令和3年度 新入学児の就学時健康診断を実施します

問 教育学習課 学校教育係 ☎92-7980

令和2年度に小学校に入学する幼児の健康診断を実施します。

▽基山小学校区（1～5、7～11区） ※見真幼稚園在園児を除く

実施日 10月12日（月） 午後

▽若基小学校区（6・12～17区）及び見真幼稚園在園児

実施日 11月6日（金） 午後

▽場所 基山町保健センター

▽対象 令和3年度就学予定の幼児 ※対象者の方には詳細案内及び問診票を郵送します。

不良住宅除去費補助金について

問 定住促進課 ☎92-7920

町では、危険な空家の解消による、安心・安全なまちづくり及び町内の居住環境の改善を図るため、不良住宅の除去にかかる費用の一部を補助しています。対象要件や申請書類等については、お気軽にお問合せください。

※申請受付は予算の範囲内で先着順です。

不良住宅除去費補助金

▽対象となる空家（不良住宅）

本町の区域内に存する不良住宅

▽補助対象者

不良住宅の所有者又はその相続人（不良住宅が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から同意が必要）

▽補助金額

- ・補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じた額以内
- ・補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

～守ろう交通ルール 高めよう交通マナー～ 秋の全国交通安全運動が実施されます！

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

9月21日から30日までの10日間を「秋の全国交通安全運動」期間と定め、道路交通環境の改善に向けた取組を行います。

▽重点7項目

1. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
2. 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
3. 飲酒運転等の根絶
4. 高齢運転者の交通事故防止
5. 子どもと高齢者の安全な通行の確保
6. 「原則ハイビーム」による夜間の交通事故防止
7. 自転車安全利用の推進

第6次基山町行政改革大綱の進捗状況

第6次基山町行政改革大綱は、令和4年度を目標年度とし、「人口増対策」、「持続可能な財政運営の実現」、「行政サービスの向上」、「効率的・効果的行政運営の確立」、「協働のまちづくりの推進」、「行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信」の6項目を行政改革推進項目の柱として、また、行政改革を迅速かつ着実に推進していくための具体的な推進方策（28項目）を含め、平成30年3月に基山町行政改革推進本部において決定されました。

行政改革大綱は、基山町行政改革懇談会の中で審議され、提案いただいた内容に基づきまとめられています。令和元年度の第6次基山町行政改革大綱の進捗状況は次のとおりとなっています。また、詳細は基山町ホームページでもご覧いただくことができます。

令和元年度 基山町行政改革実施計画 進捗状況一覧

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
1. 人口増対策	①都市計画区域の変更による開発可能区域の確保	地区計画等を活用しての土地利用促進	・市街化区域に隣接する土地調査 ・地区計画	・宅地開発を希望する事業者に対し、地区計画制度の活用を提案した。 ・地権者に対し、地区計画制度の説明を行い、制度活用について提案した。
	②移住促進に係るPR推進	移住定住促進事業	・移住希望のニーズに対応するため、各種相談会やポータルサイトの製作、定住促進用のパンフレット等を作成し、福岡都市部への近接性を最大限に活かした移住定住の促進を行う。ターゲットを福岡都市圏の通勤通学をする子育て、若者世代に絞り、市内の路線バスや地下鉄などへの効果的な広告やメディア媒体を活用したイメージ戦略を行う。	・基山町HPにて移住体験住宅等の紹介を行い、佐賀県主催の移住相談会に参加した。
	③空家対策による移住定住促進	スマイルナビ、JTIのマイホーム借上げ制度との連携、不良住宅除去費補助金	・すまいるナビ（町内の空家等売りたい・貸したい人、それを買いたい・借りたい方をマッチングする） ・JTIのマイホーム借上げ制度との連携（50歳以上の所有する住宅をJTIが借上げ、3年の定期借家契約で子育て世帯等に転貸する） ・不良住宅除去費補助金（不良住宅の除去に要する工事費の一部を助成する）	・令和元年度のすまいるナビによる成約実績は3件、JTIのマイホーム借上げ制度との連携及び不良住宅除去費補助金交付実績は3件となった。
	④企業誘致による雇用確保、定住促進	無料職業紹介所の設置	・無料職業紹介所を設置することで、求職者と求人のきめ細やかなマッチングを支援することで、地元事業者の人材確保と定住促進を図る。	・基山町無料職業紹介所を設置し、働きたい方と地元事業者のマッチングを促進した。雇用のマッチング結果は28件であった。また、7月には佐賀労働局長から同意を得て、雇用関係助成金の一部について、取扱ができるようになった。
	⑤子育て支援による移住、定住促進	ア．妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援	・基山保育園の建て替えに併せて、子育て交流広場を設置し、保健センターに設置予定の子育て世代包括支援センター等の子育て支援機関と連携し、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	・「基山っ子みらい館」が令和2年3月末に落成し、公立の基山保育園及び子育て交流広場を設置した。
		イ．子育て支援施策の効果的広報	・子育て支援ガイドブックを、子育て世代の意見も取り入れながら整理、ビジュアル的にリバイスし、子育て支援策をわかりやすく伝える。	・子育て支援ガイドブックについて、最新の情報が提供できるよう内容を修正し、令和2年3月に改訂版を発行した。
		ウ．子どもの居場所づくりの充実	・子どもの居場所づくりの充実を図るため、多世代交流センター憩の家にキッズスペース（基山ランド）を設置、放課後児童クラブの増室を図る。また、事業内容の充実を図る。	・子どもの居場所づくり充実のため、料理教室やDIY事業などを実施し、世代間交流を行った。 ・放課後児童クラブについて、要配慮児童対応支援員派遣事業の実施を行った。 ・放課後児童クラブ（コスモス教室）の改修を行い、環境整備を行った。
		エ．子育て・若者世帯の住宅取得補助金	・申請者に中学生以下の子がいる世帯又は申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯が、基山町に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合に子育て・若者世帯の住宅取得補助金を交付する。	・子育て・若者世帯の住宅取得補助金の交付実績は68件と目標数の15件を上回った。
		オ．新婚世帯家賃補助金	・賃貸借契約に基づき、基山町内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の所在地に住民登録している世帯に対し、家賃補助金を交付する。（対象は、過去1年以内に婚姻の届出をされた新婚世帯で、申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯。）	・事業の効果が見込めないため、今後実施しないこととした。
		カ．移住体験住宅事業	・大学の学生によるアイデアを取り入れて地元業者施工による改修というモデル住宅委託事業を行い、低コストで満足度の高い環境を提供する。完成したモデル住宅は、移住体験住宅やリノベモデル住宅として活用する。	・小倉移住体験住宅利用実績は14件、宮浦移住体験住宅利用実績19件となった。

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
2. 持続可能な財政運営の実現	①税収入等の確保	町税徴収率の向上	・町税徴収率の向上のため、口座振替の推進やコンビニ納付の周知を行いながら自主納付の推進を図る。また、職員のスキルアップを図るとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を実践する。	・佐賀県税事務所へ職員を1名派遣し、滞納解消に努めた。また、県税と連携を図り一斉催告等の取組や滞納整理事務を行った。外国人を雇用する特別徴収義務者に対し、徴収対策を実施した。地方税共通納税システムの開始により、特徴事業所等の納税の利便性を図ることができた。令和元年度の徴収率は、97.59%であった。
	②自主財源の確保	ア.給食費の未納についての適切な徴収	・給食費の長期滞納がないよう、適切な納付干渉を行い年度内納付を心がけ、保護者の負担を軽減する。給食会計の効率的な運営のための会計処理の方法を検討し、事務改善を行う。	・滞納者については、長期とならないように引き続き学校・こども課と連携し徴収している。
		イ.町有施設の使用料見直し	・受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な見直しを行い、指定管理者委託料の適正化を図る。	・給食会計の効率的な運営のため引き続き情報収集し検討した。
		ウ.ふるさと応援寄附の推進及び寄附金の活用	・一定の自主財源の確保を図るため、返礼品の見直しを適宜行い制度の推進を図っていく。あわせて返礼品開発による地場産業・地場企業の活性化に寄与させていく。また、いただいた寄附金については、子育て支援や福祉、まちづくりに資するような事業への活用を行っていく。	・憩の家の利用者については、28,868人の利用があり、内使用料が必要な部屋についても、5,296人の利用があった。
		エ.有料広告事業の推進	・広告代理店等と連携し、広告主の募集や新たな広告媒体を検討し利用促進を図っていく。	・体育施設及び町民会館については、平成29年度に使用料の見直しを行い平成30年度に改定を行った。
		オ.未利用地の有効活用	・公共利用の見込みがないものについては、払下げなどの検討を行う。本桜・城の上線道路改良の残地(旧神の浦ため池)の有効活用を図る。	・新規の寄附ポータルサイトの追加、新たな返礼品の開発・見直しを適宜行い制度の推進を図った。
	③事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	・国庫の補助金や財団等の助成金の活用の検討を行う。あわせて他自治体の同種の事業実施を参考に研究を行う。	・また、災害復旧や教育・子育て施設等のハード整備に基金を活用した。
	④中長期財政計画の随時見直し、適正管理	中長期財政計画の随時見直し	・基山町公共施設等総合管理計画の随時見直しや新たな事業などを反映しつつ、中長期財政計画の随時見直しを行う。	・デジタルサイネージの導入など、新たな広告媒体の検討を行った。これにより、庁舎内案内板への広告掲示について、来年度より実施することとなった。
	⑤基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	公共施設の点検等の維持管理情報の活用による計画的更新	・公共施設の点検等の維持管理情報を活用し計画的に更新を実施することで財政負担を平準化する。総合管理計画及び施設点検結果等に基づき予防保全的の視点から施設の補修及び更新を行う。	・旧神の浦ため池跡地について、公募型プロポーザルによる募集を行い、4区画のうち1区画の契約候補者が決定した。
		基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	・財政負担の平準化や策定後の新たなハード事業を盛り込んでいくことなど、適宜見直しを行っていく。	・国、県の補助金制度については、引き続き積極的な活用を行った。また、財団等の助成金の情報を庁内全体に提供し活用を検討した。
	⑥補助金等に関する支出の適正化	補助金の検証と評価	・再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金かを検証し、継続が否かを判断する。	・現在の中長期財政計画は平成28年度～令和7年度までの10年間の計画であるため、計画の見直しを、引き続き実施している。
	⑦各保険に係る給付の適正化	通いの場の充実	・要介護認定率を減少させるため、各区公民館等での介護予防サポーター（ボランティア）による通いの場（介護予防教室）を推進して行く。	・大規模建物の点検及び補修（修繕）履歴の一括管理に向けた検討を行った。
		国民健康保険の予防事業等の促進による医療費適正化	・健康ポイントの活用、未受診者対策等により特定健診の受診率を向上させていく。保健指導の充実を図り重症化予防を実施。広報等によりジェネリック医薬品を推進させる。柔道整復施術療養費の適正化の取組を実施。消防署等からの情報提供を活用し国保連合会と連携して第三者行為求償事務の取組を強化する。	・各施設ごとに中長期的な維持管理・更新費の削減や予算の平準化等を図るため、個別施設計画の策定を進めた。
		後期高齢者医療の予防事業等の促進による、医療費適正化	・健康診断及び予防等に取り組む。	・内部委員での補助金等検討委員会を設置し、検討の対象とする補助金等及び検討の方法について協議した。

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
3. 行政サービスの向上	①窓口業務のサービス向上	コンビニ交付サービスの利用推進	・町内外への広報を行う。コンビニ交付サービス利用のために、個人番号カードの取得促進を行う。	・コンビニ交付サービスの利用促進に向け、広報やHPに掲載し、転入者や戸籍の郵送請求者にチラシを配布した。併せて、個人番号カードの取得促進のための広報等も行った。また、仕事等で開庁時間中にカードの受け取りができない方に対して時間外での交付を行っている。
		図書館祝日開館の推進	・祝日の図書館開館を検討する。	・年間の開館日数は、H 27 年度 279 日、H 28 年度は 295 日、H 29 年度は、290 日、H 30 年度は、304 日、R 元年度は 291 日となった。R 元年度はコロナ禍のため 3 月 15 から休館した。
	②高齢者福祉の推進	地域包括ケアシステムの推進	・高齢者のニーズとサービス提供主体のマッチングを行い、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。	・地域資源と地域ニーズの発掘のため、生活支援コーディネーターが各地区のサロンや地域の行事に参加し、サービスの創設に向け地区座談会などを開催した。
		地域包括ケアシステムの推進	・高齢者がいきいきと暮らしていけるよう介護予防や健康増進事業に積極的に参加することを促進するため、参加者に対しポイントを付与する。ポイントは、基山シール会ポイントと交換するものとし、高齢者の健康気運を高める。	・ホームページや広報により周知を行い、継続して事業の促進を図った。
	③子育て支援の推進	児童見守り等に関する地域との連携	・登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。こども 110 番の家等により安全の確保を図る。	・全域の通学路点検を行った。点検結果をもとに計画的に安全施設や防犯カメラの設置対策を講じた。
		医療費等助成制度の充実	・子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	・広報・ホームページへの掲載、県不妊治療助成申請時に勧奨を行った。不妊治療費助成件数は 15 件であった。
		町の保育の質と量の確保	・基山保育園の建て替えについては、公立保育所 1 園、民間保育所 1 園で整備し、待機児童がでないように町の保育の質と量を確保する。	・民間の認定こども園「基山パディ認定こども園」が平成 31 年 4 月に開園した。定員は 144 名で、待機児童問題を未然に防ぎ、子育てと就労の両立について大いに貢献している。 ・また、「基山つみらい館」が令和 2 年 3 月末に落成。公立の基山保育園と併せて、子育て交流広場及び貸出可能な会議室等を含めた多機能な施設として 4 月に開館した。
		子ども・子育て支援事業計画の推進	・子育て支援サービスのニーズ等を踏まえ、令和 2 年度～令和 6 年度版を作成する。	・ニーズ調査、子ども・子育て会議での検討を経て、令和 2 年 3 月に計画を策定した。
		医療費等助成制度の充実	・接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	・広報、ホームページへの掲載、乳幼児健診等での保護者への周知、町内医療機関へのポスター掲示を行った。令和元年度実績 1,477 件であった。
		基山町多文化共生推進プランの策定及び推進	・生活者としての外国人住民にとって住みよい町は、誰もが住みやすく活躍できる町づくりにつながることから、基山町における多文化共生社会の実現に向けたプランを策定し、着実な推進を図る。	・日本語教室や推進会議を実施しながら、プランの検討を行った。
	④多文化共生社会の推進	基山町多文化共生社会推進会議の設置	・外国人住民や日本人住民、外国人雇用企業担当者、行政担当者などオール基山考える体制を構築し、情報の共有と相互理解を図りながら、基山町多文化共生プランの進捗状況の確認と各自の責任と役割を果たしていく。	・基山町多文化共生社会推進会議の設置のため、関係機関や団体等の参加による基山町における多文化共生社会を考える懇談会（8/22）を開催した。
		日本語教室の設置	・基山町内に日本語教室を設置し、生活に必要な日本語の習得を中心として生活上のルール等も学びながら在住外国人を支援すると共に、在住日本人へも相互理解の窓口として活用する。	・日本語教室（全 11 回）を開催した。また、ベトナム語・英語・やさしい日本語版の基山町ごみカレンダーを作成した。
	⑤地域公共交通の利便性の向上	コミュニティバス等の利用促進	・運転免許証返納サービス・路線・ダイヤの見直し・イベント等での利用促進 PR 活動・お試し乗車の取組み	・運転免許証自主返納サービスの R 1 年度利用実績は、68 件であった。 ・路線・ダイヤの見直しを地域公共交通活性化協議会で検討し、R1 年 10 月からバス停を新たに 3 箇所設け、路線・ダイヤを変更した。 ・広報、HP、冊子等を使って利用促進を行った。またイベント等で利用促進 PR を行い、お試し乗車券の取組等を実施した。

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
3. 行政サービスの向上	⑥安全な交通基盤の確保	安全な交通基盤の確保のため歩道狭小等の道路など歩行者の安全対策を視点にした道路改良	・歩道狭小や転落の危険等が潜在する道路の改良に努めることで、道路の継続的で安全な道路交通基盤を確保する。	・通学路を中心とした点検を関係機関と合同で行政区毎に行った。小中学校の児童生徒を対象と想定し、交通安全対策が必要な危険箇所について、令和2年度に実施する整備箇所を決定した。また、車止め、ポストコーン、カーブミラー、カラー舗装等の交通安全施設を設置した。
		安全な交通基盤の確保のため道路施設の適正更新	・道路施設となる「橋梁、舗装」の補修に対し予防保全的対応を実施することで道路の継続的で安全な道路交通網確保する。	・通学路を中心とした点検を関係機関と合同で行政区毎に行った。小中学校の児童生徒を対象と想定し、交通安全対策が必要な危険箇所について、令和2年度に実施する整備箇所を決定した。また、車止め、ポストコーン、カーブミラー、カラー舗装等の交通安全施設を設置した。
4. 効率的・効果的行政運営の確立	①課・係等の組織の適正化	組織の再編	・迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課係の業務量等の平準化を図り、課長と係長が十分に掌握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 ・その時々業務量に合わせた課係の再編を行う。	・住民課に暮らしの安心・安全係を設置、建設課の下水道係を上下水道係に変更、健康福祉課を健康増進課と福祉課に分課し、住民課にあった保険年金係を福祉課へ異動、健康増進課に子育て包括支援係を設置した。
	②職員数及び職員配置の適正化	定員管理計画の見直し	・必要人員を確保するため、「基山町職員定員管理計画」の見直しを行う。	・長期的な職員の退職者数、再任用職員数を踏まえて、新規採用職員数を検討し、職員定数条例を見直した。
	③人材の確保及び育成強化	職員研修目的での派遣の実施	・国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	・九州経済産業局へ1名の人事交流（2年3か月間）、小都市へ1名（2年間）の人事交流、佐賀県税事務所へ1名（1年間）の研修派遣を実施した。
	④民間機能の活用（指定管理者活用、PPP/PFI手法の導入等）	指定管理者制度等の有効活用	・指定管理者制度を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	・指定管理者制度を継続的に行うため、公共施設2か所について平成31年4月1日に協定の締結を行った。
		アウトソーシングの推進	・町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	・アウトソーシングできる業務の検討を行った。
	⑤広域行政の推進	下水道事業の効率化及び経済性等の広域連携のメリットを活用した事業計画の検討	・下水道事業において地形や現状を考慮しながら広域連携と合併処理浄化槽などの個別処理との併用を検討し効率性、経済性を確保する。	・長寿命化計画及び道路橋梁点検等の維持管理情報から、基山駅前線の舗装および小松橋等の補修を実施した。
		消防事務の広域事務組合による実施	・消防署運営等の消防事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し実施していく。	・消防事務について、鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し広域実施している。
		ごみ処理施設運営業務の広域清掃施設組合による実施	・ごみ処理施設運営業務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に加入し実施していく。	・筑紫野市、小郡市、基山町の2市1町から収集したごみを、広域ごみ処理施設「クリーンヒル宝満」へ運搬し、適正処理を行った。令和元年11月に「筑紫野・小郡・基山清掃施設組合地域循環型社会形成推進地域計画」を作成し、施設の維持管理及び設備更新に係る費用に対する交付金等を受ける準備を行った。
		上水道事業の広域水道事業団による実施	・上水道事業については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き佐賀東部水道企業団に加入し実施していく。	・集合処理区域（下水道）と個別処理区域の区域分け案を作成し、住民説明会を行った。
		し尿汚泥処理施設運営等の事務の広域事務組合による実施	・し尿汚泥処理運営業務等の事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き三神地区環境事務組合に加入し実施していく。	・し尿汚泥処理運営業務等の事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き三神地区環境事務組合に加入し実施していく。

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
5. 協働のまちづくりの推進	①地域組織、NPO 等による協働によるまちづくり活動の促進	自主防災組織の強化	・ 自主防災組織を醸成するために防災講演会を実施する。	・ 更新したハザードマップを4月に全世帯に配布し、出前講座を8回、AED講座13回実施した。また、11月には自主防災組織リーダー向け研修会を実施、56名が参加した。
		基山町まちづくり基金事業による町民活動団体への支援	・ 町民のまちづくりに対するやる気を支援できる制度として、多くの方々の意見を取り入れながら、基山町まちづくり基金事業の活用促進とよりよい制度へ改善検討を行う。	・ 基山町まちづくり基金事業により、20団体を支援した。
		基山町男女共同参画推進プランに掲げた施策の実行	・ 男女共同参画推進プランに基づく町民への啓発活動や審議会等への女性登用目標値達成等に向けた関係機関との連携に取り組んでいく。	・ 「夫婦で子育てを100倍楽しむためのセミナー」(11/9)を開催した。
	②協働の手法による適切な町民ニーズの把握	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策	・ 集落支援員制度を活用し、自治会活動コーディネーターを雇用し、基山町社会福祉協議会や健康福祉課が派遣する生活支援コーディネーターと協力して地域コミュニティ活動の活性化支援を行う。	・ 自治会活動コーディネーターが地域座談会や多世代交流サロン、通いの場に参加し、町民のニーズや課題を把握し、活動の支援を行った。
		交通安全対策における地域見守りと連携しての対策検討	・ 交通安全対策において、危険箇所などのハード対策でなく地域見守りと連携し効果的なハード対策を計画実施する。	・ 全行政区を対象とし、地元関係者や各関係機関と合同で現地の点検を行い、主に高齢者や児童等を対象と想定し、交通安全対策が必要な危険箇所の抽出を行い、令和2年度に実施する整備箇所を決定した。
		基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働化推進計画の推進	・ 協働化推進計画にある町民提案制度や協働化事業の提案など基本条例に掲げられた各種制度の定着と確実な実行により町民ニーズの把握に努めると共に、PDCAサイクルに基づく協働化推進計画の着実な見直しと推進を図る。	・ 協働化推進計画のもと、協働のまちづくりのための取組（町民提案、まちづくり基金、地域担当職員等）を適正に行った。また、ホームページや広報等で各種制度を周知した。
6. 行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信	①情報公開の推進	行政情報の公開	・ 公開している行政情報の充実を図る。	・ 情報公開コーナー、広報及びホームページ等において広く情報を発信した。情報公開コーナーにおいて、一部古い情報が混在した状態となっていたため、内容を更新するなど整理を行った。また情報公開制度に基づく情報公開請求に対し、適切に対応した。
	②情報発信の推進（町ホームページの改修等）	情報提供の充実	・ ホームページを活用し、情報提供を充実させる。	・ 住民からの問合せが多い人口情報などをオープンデータとしてホームページに掲載した。（順次更新中）
	③事業評価の確立	行政評価公表の充実	・ 行政評価を活用し、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的な業務改善を行う。評価結果の公表を行う。	・ 前年度より第5次総合計画に伴う実施計画に掲げた事業を、3か年で全体的に見直しをすることとしている。令和元年度も3分の1の見直しを行った。





頑張る事業者を応援します！

～令和2年度 基山町産業の振興に寄与する
団体等に対する補助金の公募について～

申 問 産業振興課 ☎92-7945

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、もって地域社会に貢献すると認めた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。

■ 公募期間 9月15日（火）～10月6日（火）

■ 対象・申請要件・補助概要

事業区分	対象要件	申請要件
A事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業	・補助対象者は、事業者、団体、任意の団体（3以上の連名）、認定農業者若しくは認定農業者になろうとする者又は農地所有適格法人のいずれかです。 ・補助事業者は、町内に事業所等を有する者としします。 ・事業の申請後、基山町産業振興補助金審査委員会で審査及び審議され、補助対象の可否が認定されます。 ・予算の範囲内において補助金を交付します。 ・申請のあった事業について、国又は県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象となりません。 ・事業申請には要件等があります。詳しくは、担当課までお問い合わせください。
B事業	販わいの創出や新たな特産品等の開発に寄与する事業であって、公益性が高いと認めた事業	
C事業	認定農業者等が単独で取り組む新規作物等の導入又は3割以上の規模拡大を行うために係る経費で、事業の継続性が高いと認めた事業	

■ 補助金額等、補助率

事業区分	補助金額等		補助率
A事業	事業費の下限	30万円	事業者 1/3 以内、団体及び任意団体 1/2 以内
B事業	補助金額の上限	100万円	
C事業	事業費の下限	10万円	認定農業者等 2/3 以内
	補助金額の上限	200万円	

※補助金交付要綱や申請書の様式等は産業振興課にあります。また、基山町ホームページからもダウンロードできます。



「自社会館をもたない葬儀社」だからこそ提案できる
自宅葬・寺院葬で“故人と家族の想い最優先”のご葬儀を



【シンプルプラン】
248,000円 (税別)
※追加料金は発生しません。

適正価格・確かな品質・透明性を大切にしています。
株式会社天の川
社長 天野二夫

広告

有料広告



天の川 ☎0120-85-7851 〒841-0032 佐賀県鳥栖市大正町789-12(佐賀銀行の北隣)

24時間対応 年中無休 天の川 自宅葬 検索

ホームページ QRコード 公式LINE QRコード

募集

2020 ふ・れ・あ・いフェスタ開催します 出展者・ステージ出演者を募集します

問 まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935 ✉kyodosuishin-2@town.kiyama.lg.jp

町では、12月に開催されるふ・れ・あ・いフェスタ内で、特産品やハンドメイド品等、こだわりの物づくりをされている方や、日頃練習しているダンスや楽器の演奏を披露していただける方を紹介したいと考えています。

日時 12月13日(日) 午前9時～午後3時

場所 基山町役場周辺

- ・出展者：アリーナ内又は外テントでのブース
- ・ステージイベント：トラックステージ

※トラックステージの定員は5名。出演者が5名以上の場合はトラックステージ前面での出演となります。

申込資格 ・基山町在住者及び基山町内企業に勤務している者又はグループで、事前打ち合わせ協議に参加可能な方。
・新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行っていただける方。

申込方法 申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、Eメールでお申込みください。
申込書は、まちづくり課で配布している他、基山町のホームページでもダウンロードできます。

締切日 10月2日(金) 必着

留意事項 ・申込多数の場合や内容によっては、実施のご希望に添えない場合もあります。
・出店、ステージ出演者については、新型コロナウイルス感染拡大防止についてご協力をお願いします。
・新型コロナウイルスの状況等によっては、実施できない場合があることをご了承ください。

お知らせ

ハロウィンジャンボ宝くじの 購入は佐賀県内の売り場で！

問 (公財)佐賀県市町村振興協会 ☎0952-25-1913

9月23日(水)から10月20日(火)まで「ハロウィンジャンボ宝くじ」と「ハロウィンジャンボミニ」が発売されます。
この宝くじの収益金は、各県の販売額に応じて各市町村へ市町村交付金として配分され、明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために活用されます。

▽町内の宝くじ売場

- ・マックスバリュ基山店
- ・基山郵便局

コラム

消費生活コラム Vol.10 慌てないで！災害後の住宅修理トラブル！

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171 (毎週金曜日午前9時30分～午後3時30分)
消費者ホットライン ☎188

台風で屋根が破損し雨漏りしたので、慌てて手元にあったチラシの事業者に電話して来てもらった。応急処置としてブルーシートを掛けてもらい、屋根のふき替え工事をしてもらうことになったが約200万円と高額だった。もっと安い屋根材を使うようお願いしたが、「これしか扱っていない」と言われた。雨漏りで困っていたこともあり契約したが、やはり高額なので解約したい。(70歳代 女性)

【アドバイス】

- ・豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- ・安心して依頼できる事業者について、日頃から情報を集めておくことも大切です。
- ・自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの様々な相談が寄せられます。困った時は、早めに消費生活相談窓口等にご相談ください。

(国民生活センター・見守り新鮮情報第343号より)

コラム

交通安全コラムVol.13
あおり運転罰則創設

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

令和2年6月10日に施行された道路交通法の一部を改正する法律により、妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設されました。※自転車など軽車両の運転者にも適用されます。

あおり運転をした場合	①妨害運転（交通の危険のおそれ） 他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為（※）であって、当該車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある場合 ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金・違反点数25点・免許取消し（欠格期間2年）
あおり運転で 危険が生じた場合	②妨害運転（著しい交通の危険） ①の犯罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合 ・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金・違反点数35点・免許取消し（欠格期間3年）

（※）一定の違反…妨害（あおり）運転の対象となる違反は以下の10種型です。

【一定の違反】

- ①通行区分違反：わざと自分の走行車線ではない車線を走行する
- ②急ブレーキ禁止違反：後続車を困らせるようわざと急ブレーキをふむ
- ③車間距離不保持：わざと車間距離をとらない
- ④進路変更禁止違反：進路変更で他車の進行を妨害する
- ⑤減光等義務違反：前方車が迷惑するほどヘッドライト等で照らす
- ⑥警音器使用制限違反：クラクションを周囲に迷惑なほど鳴らす
- ⑦安全運転義務違反：幅寄せなど危険な運転を行う
- ⑧最低速度違反（高速自動車国道）：高速自動車国道で最低速度以下で走行する
- ⑨高速自動車国道等駐停車違反：他車の迷惑となるように高速自動車国道等で停車や駐車する
- ⑩追越し違反

お知らせ

令和2年度
秋期農作業標準賃金

問 農業委員会事務局（産業振興課内） ☎92-7945

基山町農業委員会では、令和2年度秋期農作業標準賃金を決定しました。下表の金額は目安ですので、地域の実情やほ場の条件等を考慮し、双方で調整してください。

作業名	内容	金額(円)	備考
稲コンバイン刈 (10aあたり)	刈り取り、脱穀	15,800	カッター付き
麦まき (10aあたり)	平坦	14,700	荒おこし、うねたて、整地、種まき (種麦、種消毒、肥料代は含まず)
	山間、山麓	16,300	
耕起 (10aあたり)	平坦	8,700	荒おこしのみ
	山間、山麓	9,800	
	平坦	13,100	荒おこし、うねたて、整地
	山間、山麓	14,700	
乾燥調製	乾燥・もみすり	2,100	生もみ 60kgあたり
農地保全管理 (1時間あたり)	草刈り	2,000	燃料代、機械借上料を含む



基山町安全な町づくり推進協議会

「令和2年度まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰」受賞

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

国土交通省では、魅力あるまちづくりの推進につとめ、特に著しい功績のあった全国の個人又は団体を、まちづくり功労者として表彰しています。

このたび、全国で29の個人又は団体が受賞され、佐賀県からは唯一、基山町安全な町づくり推進協議会が、「国土交通大臣賞」を受賞しました。これは、月1回の定期活動や週2回の防犯パトロール時にも違法屋外広告物の撤去や路上放置自転車の回収に精力的に取り組むなどの活動が、町の景観維持に貢献したということで功績が称えられたものです。



基山中学校野球部

佐賀県中学夏季軟式野球大会で優勝！

8月8日から10日にかけて佐賀県軟式野球連盟主催の佐賀県中学夏季軟式野球大会が県内4会場で開催され、基山中学校野球部が優勝を飾りました。

1日目に行われた1回戦を接戦で制して波に乗ると、2回戦を完封、準決勝では0対0の延長戦をサヨナラ勝ちして勝ち進み、迎えた決勝戦でも浜玉中学校を1-0で下し、見事優勝の栄冠に輝きました。



基山ジャガーズ

高円宮賜杯第40回記念全日本学童軟式野球大会

マクドナルド・トーナメント佐賀県大会支部代表選考会優勝！

基山町少年スポーツ育成協議会に加盟されている基山ジャガーズが、8月9日と8月16日の2日間で行われた、マクドナルド・トーナメント佐賀県大会の三養基支部代表選考会において見事優勝しました。同チームは9月19日から鹿児島市民球場をはじめとする県内4会場で行われる本大会へ出場します。



絵画サークル「雅」

2020 年現代人気美術作家年鑑に掲載されました！

基山町文化協会加盟団体の絵画サークル「雅」に所属されている篠原英一さんが現代人気美術作家年鑑の2019年秀逸作品に選ばれました。

▽タイトル 「雅の調べ」

▽作品の説明

趣味で始めた三味線を弾いている奥様の様子を描いています。

▽絵画を始めたきっかけ

佐賀大学の教育学部で高校までの美術の教員免許を取得し、教師として子どもたちに美術の魅力を教えながら、美術の魅力について学びました。

教員をしていた当時は、鳥栖美術協会に所属しており「初夏展」や「鳥栖市民文化祭」に出展していました。

▽お知らせ

2020 現代人気美術作家年鑑に掲載された作品「雅の調べ」は、9月1日(火)から9月30日(水)まで基山町立図書館の展示スペースに展示しています。ぜひご覧ください。



危険物取扱者試験・準備講習会

鳥栖・三養基地区危険物安全協会

危険物取扱者試験

試験日 11月22日(日)

※時間は試験種類によって異なる。

場所 佐賀大学本庄キャンパス

受付期間 9月28日(月)～10月9日(金)

※受験願書は県内各消防本部・各消防署、消防試験センター佐賀県支部に常設しています。

受験願書提出先

(一財) 消防試験研究センター佐賀県支部 ☎0952-22-5602

危険物取扱者試験準備講習会

日時 11月13日(金)・14日(土)
午前9時～午後4時(2日間とも)

場所 鳥栖・三養基地区消防本部 3F

受講料 5,000円(2日間分)

申込み期間 9月28日(月)～11月12日(木)

申込み・問合せ先

鳥栖・三養基地区危険物安全協会
(消防本部予防課内) ☎83-3181

実用理科技能検定

(一社) 日本理科技能検定協会

実用理科技能検定とは、理科の学習者を積極的に顕彰・評価し、日常生活に役立つ科学的な知識やものの見方を高め、次代を担う技術や地球環境の維持に必要な基礎力を養う検定です。佐賀県会場(基山)は九州で唯一の試験会場です。(定員120名)
日時 10月17日(土)午後1時30分
場所 基山町民会館 1階会議室
受験科目 2(地学を除く)～8級
申込み方法 同協会のホームページにアクセスしてください。

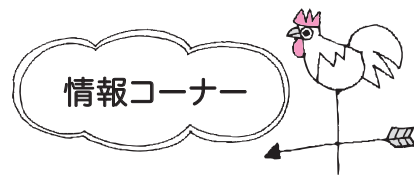
申込み期間 10月5日(月)まで
問合せ先

坂口 英一(検定試験監督兼講師/理科検定1級取得)

☎・F 92-2590(3区)

☎090-1199-9841

情報コーナー



無料法律相談会開催！

佐賀県労働者福祉協議会

県内勤労者とその家族の生活支援を目的に、弁護士による無料法律相談会を毎月1回、日曜日に開催しています。相続、労働借金などの法律问题でお困りの方は、一人で悩まずに、ご相談ください。

日時 10月18日、11月15日、12月20日、1月17日、2月21日、3月21日(全て日曜日)

午後1時～4時

場所 佐賀県労働会館3階(佐賀市神野東4丁目7-3)

弁護士 弁護士法人朋楠・わかくす法律事務所 辻 泰弘 弁護士

申込み・問合せ先

(一社) 佐賀県労働者福祉協議会・
ライフサポートセンターさが

☎0120-931-536

※相談は原則予約制

少しの知識が命を救う!! 救命講習を受講しよう!!

事故や病気で心臓や呼吸が止まって亡くなる方は、全国で毎年約7万人とされています。自宅だけに限らず買い物や工作中、偶然目の前で人が倒れたところに遭遇してしまったとき、あなたは何かができますか??

救急車が到着するまでの間、その場に居合わせた方(バイスタンダー)が応急手当をすることで、助かる確率は2倍以上とされています。必要なのは「一歩踏み出す勇気」です。救命講習を受講していざという時に備えましょう!!

▽救命講習定期開催日時

10月17日(土) 午前9時~12時
(申込期間:8月23日~10月10日)

11月20日(金) 午前9時~12時
(申込期間:10月18日~11月13日)

※現在、新型コロナウイルス感染症の感染・拡大防止のため中止となっております。
※再開する場合は、当消防本部のホームページ、各市町広報紙等でお知らせいたします。

▽会場 鳥栖消防署

(鳥栖市本町3丁目1488-1)

※受講料は無料です。受講後に修了証を交付します。



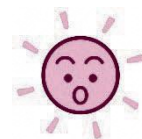
★豆・知・識★ ~9月病って何??~

▽5月病だけじゃない!!

9月は、お盆や夏休みが明けて仕事や学校が始まる時期。暑い夏に体力を消耗し、気温の変化や不規則な生活なども影響して、心や体の調子を崩しやすいとされています。これを「9月病」と言います。医学用語ではありませんが、病気の一手手前の状態と言われ注意が必要です。

▽症状は?

- <体の症状> だるい・頭が重い・食欲がない
- <心の症状> イライラ・眠れない・やる気が出ない



▽9月病を予防しよう!!

何よりも大切なのは、生活のリズムを戻すこと。

- ①規則正しい生活リズムと睡眠
- ②栄養バランスを考えた3食
- ③適度な運動

※2週間以上経ってもなかなか調子に戻らないときは病院に相談しましょう!!



問合せ先 基山分署消防係 ☎92-7911

編集後記 ☆

朝の通学時等、横断歩道に立って交通誘導をしてくださっている安全なまちづくり推進協議会の方々が国土交通省の賞を受賞されました。暑い日も寒い日も基山町の安全を守るため活動を行っていただいています。いつもありがとうございます!! (A)

寄附ありがとうございました (敬称略)

基山町社会福祉協議会へ

[香典返し]

- ・江口 正道 北高島6丁目 (亡弓子)
- ・久山 恵美 文教通7丁目 (亡野中ミヨコ)
- ・酒井 一男 中園 (亡幸徳)
- ・城本 美智代 白坂中 (亡敏行)

- ・栗原 雅 文教通7丁目 (亡光二郎)
- ・鶴田 良彦 野口 (亡梅乃)
- ・吉田 佐保子 文教通6丁目 (亡林弘美)
- ・山津 利夫 池ノ坂 (亡ナツヨ)
- ・川崎 浩一 南高島8丁目 (亡義則)

有料広告

「ご存知ですか?」
健康保険で
自宅や施設で受けられる
リハビリ
マッサージ
の事

※1 健康保険に加入している方が対象です。
※2 2018年3月現在

訪問 マッサージとは
国家資格を持った施術家
ご自宅や施設まで
健康保険が使えます。

最近、体が重いから、
腰の間に
マッサージして
もらいたい

このような悩みがありませんか?
そんな時、KEIROWなら!→

でも...
父は星が
不自由だから
治療院に通うのは
心配だわ...

お身体でお困りの方が
いつでも

KEIROWは
訪問マッサージや
訪問鍼灸を
行っています!

医師の同意書が
あれば
健康保険適用!

国家資格を持つ
施術家が担当
だから安心!

※1 基本はKEIROW車で訪問者を手配します。

いらっしゃいましたら、
ご相談ください。

お問い合わせ・無料体験は

KEIROW 筑紫野ステーション

0120-408-401

TEL : 092-408-4260 FAX : 092-408-4261

〒818-0603
福岡県筑紫野市桜台2丁目21-8エトビル1号

図書館だより

開館時間：午前9時～午後6時
休館日：月曜日、年末年始、
特別整理期間



今月の新刊♪



ほんとうのリーダーの みつけかた

梨木 香歩／著
岩波書店／刊

非常時というかけ声のもと、みんなと同じでなくてはならないという圧力が強くなっています。息苦しさが増すなかで、強そうなひとの意見に流されてしまうことって、ありませんか？でも、あなたがいちばん耳を傾けるべき存在は、じつは、もっと身近なところにいるのです。あなたの最強のチームをつくるために、そのひとを探しに出かけよう。



Zoom & Slack 完全マニュアル

八木 重和／著
秀和システム／刊

世界的な感染症の流行で、無料のビデオ会議ソフト「Zoom」と、同じく無料の情報共有ソフト「Slack」が、これからのビジネスに欠かせないツールとして世界中で一気に普及しました。本書は、テレワークの鍵になる「Zoom」と「Slack」の入門書です。



女だてら

諸田 玲子／著
KADOKAWA／刊

文政11年、筑前秋月藩の漢詩人・原古処の娘みちは、秋月黒田家の嫡子の急死の報を受け、密命を帯びて若い侍に姿を変えた。錯綜する思惑に陰謀、漢詩に隠された謎。彼女は変装術と機転を武器に、危機を切り抜ける。



コロナ時代の経済危機

池上 彰／著
ポプラ社／刊

コロナショックで、世界恐慌、リーマン・ショック以来の経済危機に!? 歴史に学ぶ、「危機の乗り越え方」とは。今こそ、「危機の歴史」を知ること、いたずらに怖がらず、冷静に対処するべきを学びたい。



ポッポー きかんしゃ

とよた かずひこ／著
アリス館／刊

しゅっぱつしまーす。ガタンゴトン ポッポー ガタンゴトン きかんしゃが走りまーす。いぬさんと ねこさんが 乗ってきました。すると、雨が降ってきて、雨の好きな動物が乗ってきましたよ。雨が好きなお客さんって？ お膝の上で、絵本の旅に出かけましょう♪

働き方5.0

落合 陽一／著

年収200万円でもたのしく

暮らせます

森永 卓郎／著

チンギス紀 8

北方 謙三／著

キネマの神様

原田 マハ／著

君に読ませたいミステリが

あるんだ

東川 篤哉／著

こころの相続

五木 寛之／著

#赤ちゃん相談室

森戸 やすみ／監修

パンデミックブルーから心と

体と暮らしを守る50の方法

古賀 良彦／著

：休館日

日	月	火	水	木	金	土
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	*	*	*
*	*	*	*	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17

図書館の開館状況については、ホームページ・フェイスブックやお電話等でご確認下さい。

今月の本の展示のご紹介

一般コーナーでは
「アルツハイマーデー特集」
の展示を行います。

9月21日は世界アルツハイマーデーです。この機会に認知症をテーマとした本を読んで理解を深めてみませんか？
この展示は基山地区地域包括支援センターとの共同企画として行っております。

児童コーナーでは
「いのち輝け、動物愛護週間」
の展示を行います。

9月20日から26日は動物愛護週間です。動物の飼い方や動物がテーマになっている本を展示します。もっと動物のことを知ってみませんか？

草取りのボランティアのお知らせ

毎月手をつなごう図書館の会が図書館周辺の草取りを行っています。10月は6日（火）で時間は8時30分から9時30分です。会員でなくてもご参加いただけます。ご協力をお願いします。

基山町立図書館

住所 基山町大字宮浦 60-1

☎ 92-0289

HP <http://www.kiyama-lib.jp/>